

令和2年度

福島町議会

定例会5月会議会議録

令和2年5月14日 開会

令和2年5月14日 休会

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上、原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありましたら、深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

目 次

令和2年5月14日（木曜日）第1号

○議 事 日 程	1 頁
○会議に付した事件	1 頁
○出 席 議 員	1 頁
○欠 席 議 員	1 頁
○出 席 説 明 員	1 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員	2 頁
○開会・開議宣告	3 頁
○町長あいさつ	3 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	4 頁
○日程第2 諸般の報告	4 頁
○日程第3 行政報告	5 頁
1 新型コロナウイルス感染症予防対策等について 〔各課所管事項について〕 (1) 町民課の所管事項について (2) 総務課の所管事項について	
教育行政報告	6 頁
1 幼児教育、学校教育について (1) 小中学校の臨時休業について (2) 全国及び全道の相撲大会について (3) 生徒友好交流事業について	
○日程第4 議案第5号 固定資産評価審査委員会条例の一部改正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	6 頁
○日程第5 議案第6号 町税条例の一部改正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	7 頁
○日程第6 議案第7号 福島町国民健康保険税条例の一部改正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	9 頁
○日程第7 議案第8号 福島町介護保険条例の一部改正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	11 頁
○日程第8 議案第9号 令和2年度福島町一般会計補正予算（第2号） (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	12 頁
○休 会 の 議 決	17 頁
○休 会 宣 告	17 頁

提出案件及び議決結果表

議案番号	件名	議決月日	議決結果
5	固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	5月14日	原案可決
6	町税条例の一部改正について	5月14日	原案可決
7	福島町国民健康保険税条例の一部改正について	5月14日	原案可決
8	福島町介護保険条例の一部改正について	5月14日	原案可決
9	令和2年度福島町一般会計補正予算（第2号）	5月14日	原案可決

令和2年度

福島町議会定例会5月会議

令和2年5月14日（木曜日）第1号

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 行政報告
日程第4 議案第5号 固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
日程第5 議案第6号 町税条例の一部改正について
日程第6 議案第7号 福島町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第7 議案第8号 福島町介護保険条例の一部改正について
日程第8 議案第9号 令和2年度福島町一般会計補正予算（第2号）

◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 行政報告
日程第4 議案第5号 固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
日程第5 議案第6号 町税条例の一部改正について
日程第6 議案第7号 福島町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第7 議案第8号 福島町介護保険条例の一部改正について
日程第8 議案第9号 令和2年度福島町一般会計補正予算（第2号）

◎出席議員（10名）

議長	10番	溝部 幸基	副議長	9番	平野 隆雄
	1番	花田 勇		2番	佐藤 孝男
	3番	平沼 昌平		4番	木村 隆
	5番	川村 明雄		6番	杉村 志朗
	7番	藤山 大		8番	小鹿 昭義

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町長	鳴海 清春	副町長	工藤 泰
総務課長	小鹿 一彦	産業課長	川合 力哉
町民課長兼吉岡支所長	福原 貴之	福祉課長	鍋谷 浩行
教育長	小野寺 則之	教育委員会事務局長兼給食センター所長	石岡 大志
監査委員	本庄屋 誠		

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長 阿部 憲一
議会事務局主査 中島 和俊

議会事務局議事係長 福井 理央

(開会 9時57分)

◎開 会 ・ 開 議 宣 告

○議長（溝部幸基）

おはようございます。

ただいまから令和2年度福島町議会定例会5月会議を開会いたします。

日程に入る前に、申し出がありますので、町長の挨拶を行います。

鳴海清春町長。

◎町 長 あ い さ つ

○町長（鳴海清春）

定例会5月会議の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、定例会5月会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

国は、5月6日までの期間としていた緊急事態宣言を全国一律5月31日まで延長してございます。これを受け、北海道においても当面の措置として、5月15日まで継続して全域を対象に自粛要請してございます。

町では、5月7日に第7回新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、基本的に5月31日まで小中学校の休業や、5月15日まで公共施設の休止を決定したところでございます。

2月28日に鈴木知事が緊急事態宣言を発令し、既に2カ月半が経過しようとしてございます。この間、休業要請や自粛要請により日本全体の経済に大変なダメージを与えており、町内事業所においても影響が顕著になってございます。また、基幹産業でも、前浜のウニの価格において、キロ当たり入札単価が500円安くなるほどの影響が出ているところでございます。

町では、このような状況の中で、新型コロナウイルス感染症の予防対策に努めつつ、町民の皆様の経済負担の軽減を図るとともに、現下の町内経済の厳しい状況を踏まえ、町内の事業者を支援するため、国の経済対策関連予算と合わせ、第2弾の町内経済対策を今議会へ予算計上するものであります。

なお、福島町では、議員各位のご理解の下、渡島管内でいち早く特別定額給付金10万円の案内を町民の皆様へ届けることができましたことに、感謝を申し上げたいと思っております。

また、この間、連休の期間も休日返上で職務に当たった職員に改めて感謝を申し上げたい。そのように思っております。

状況でございますけれども、昨日時点の受付状況といたしましては、1,515件となっており、全体の約73.2パーセントとなっております。12日までの受付分の2,511人、60.2パーセント、2億5,110万円が、予定でいきますと5月20日に支払われる予定となっております。

また、国から交付予定の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の概算交付限度額が総務省から示されてございます。当町の限度額は5,683万6千円となっております。今後、交付額が決定した後に6月定例会での予算措置となりますので、議員各位には予めご理解をお願いしたいと思っております。

なお、引き続き福島町の独自性及び地域特性を生かしながら、町としての対応事業等を精査してまいりたいと考えてございます。

なお、昨日の鈴木知事の会見にもありましたように、北海道から本日の国の専門家会議等の結果を踏まえ、石狩振興局管内を除く地域の休業要請を一部解除する旨の事前通知が昨日あったところでもございます。

町においては、道の休業要請の見直しの方向性に基つき、新たな段階の対応をしてまいりたいと考えてございます。

それでは、本日の案件についてですが、まず1点目が、固定資産評価審査委員会条例の一部改正となっており、国の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の名称が変更されたことによる文言整理となっております。

2点目は、町税条例の一部改正となっており、国の令和2年度税制改正大綱に基づく改正によるものと、この度の新型コロナウイルス感染症の影響の緩和を図るための特別措置を規定するための一部改正となっております。

3点目が、国の国民健康保険法施行令の一部を改正する政令等が交付されたことにより、福島町国民健康保険税条例の課税限度額並びに低所得者に係る軽減の拡大による一部改正となっております。

4点目として、最初に国の介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が施行されたことにより、軽減賦課に係る保険料率の改正となっております。

5点目として、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、感染症の影響により一定程度収入が減少した方々に対する保険料の減免規定を新設するための一部改正となっております。

また、令和2年度の一般会計の補正予算が1件となっております。

なお、一般会計の補正予算の主なものは、国の新型コロナウイルス経済対策に関連する特別定額給付金給付事業及び子育て世帯への臨時特別給付金給付事業予算となっております。

また、町の経済対策事業として、地域経済緊急支援事業で全町民へ一律5千円の地域商品券を支給する予算並びに事業者へ持続化対策助成金を支給する予算となっております。

そのようなことから、この度は、条例の一部改正が4件、補正予算が1件の計5件の議案審議をお願いするものでございます。

なお、議案につきましては、担当課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ議決くださるよう、よろしくお願いをいたします。

以上をもちまして、簡単ではありますが、開催にあたってのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうかよろしくお願いをいたします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長の挨拶を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

8番小鹿昭義議員、9番平野隆雄副議長を指名いたします。

◎諸 般 の 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第2 諸般の報告を行います。

議会運営委員会の報告を行います。

3番平沼昌平議会運営委員長。

○3番（平沼昌平）

令和2年度定例会5月会議の開会に際し、本日開催いたしました議会運営委員会の協議結果について、報告いたします。

まず、議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、5月会議の審議日数については、本日1日を予定いたしましたので、議事運営にご協力いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

議会運営委員会の報告を終わります。

本定例会5月会議の議事は、ただいま平沼昌平議会運営委員長から報告がありましたように進めてまいります。

また、諸般の報告も既に印刷のうえ、皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

次に、渡島西部広域事務組合議会の報告を行います。

6番杉村志朗議員。

○6番（杉村志朗）

それでは、諸般の報告の2ページをお開きください。

4月27日に開催された、令和2年第1回渡島西部広域事務組合議会臨時会の報告をいたします。

主な内容を説明しますので、ご了解ください。

臨時会の内容については、今年3月22日執行の知内町議会議員選挙に伴う、監査委員の選任議案です。行政報告については、記載のとおり、消防関係で3月に知内町と木古内町で4件の火災が立て続けに発生したため、各消防署に対し、防災行政無線及び署員の町内巡回の強化により、火災予防の徹底を指示しました。

審議した議案は1件です。同意第1号 監査委員の選任について。谷口康之氏の監査委員選任に同意しました。谷口氏は、平成20年4月から4期連続の監査委員就任となりました。

詳しい内容については、議会事務局に議案等を保管しておりますので、ご参照ください。

以上で、報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、諸般の報告を終わります。

◎行 政 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第3 申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

令和2年度福島町議会定例会5月会議の開催にあたり、定例会4月会議以降の行政報告を申し上げます。

1点目として、新型コロナウイルス感染症予防対策等について。

政府は、5月4日付で新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の期間を5月31日まで延長してございます。

北海道においてもこれらの措置を受け、「緊急事態措置」を基本的に延長することとし、小中学校等の休業は5月31日まで、図書館など公共施設等の休館措置は、当面5月15日まで延長してございます。

町では、国並びに北海道の措置を受け、5月5日に特別職及び関係課長会議を招集し対応を協議するとともに、5月7日には第7回新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、小中学校の休業を5月31日まで、公共施設等の休館は5月15日までと決定してございます。なお、町民への周知につきましては、防災無線及び回覧等により周知の徹底を図ってございます。

続きまして、各課所管事項について、ご報告をさせていただきます。

(1)として、町民課の所管事項について。

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、全国民一人当たり10万円が給付される「特別定額給付金」については、渡島管内の中でもいち早く5月7日に申請書を送付し、5月8日より申請を受け付けております。

現在、1回目の振込日となる5月20日に向け迅速に事務作業を進めているところであり、2回目以降も早期の給付に努めてまいります。

(2)として、総務課の所管事項について。

新型コロナウイルス感染症予防対策として、全町民に一人当たりマスク5枚を配布する事業につきましては、町内にある縫製工場の全面的なご協力により、予定より早く5月8日には各町内会への配布を行ったところでございます。

今回の配布を機に、マスクを有効に活用して感染予防に努めるとともに、町内での感染者“ゼロ”を目指し予防対策に万全を期してまいります。

町の主な主催事業及び行事等につきましては、別に記載してございますので、参照いただきたいと思います。

以上をもちまして、町長部局の行政報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

次に、教育行政報告を行います。

小野寺則之教育長。

○**教育長（小野寺則之）**

令和2年度福島町議会定例会5月会議の開催にあたり、定例会4月会議以降の教育行政報告を申し上げます。

1、幼児教育、学校教育について。

（1）小中学校の臨時休業について。

新型コロナウイルス感染症に対応した緊急事態宣言を受け、4月20日から5月6日まで、臨時休業しておりました小中学校は、4月30日及び5月4日に北海道教育委員会からの更なる要請を受け、5月31日まで、再度臨時休業を延長したところであります。

なお、4月28日以降に教員の授業を録画したアイパッドを児童生徒に貸出すなど、家庭学習の充実を図っております。また、感染予防に努めながら、週1回から3回程度の分散登校を段階的に行い、学校教育活動の再開に向けた取り組みを進めております。

（2）全国及び全道の相撲大会について。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、4月28日、本年8月22日から23日に愛知県あま市で開催予定の「全国中学校相撲選手権大会」が中止となりました。これを受けて4月30日、渡島中学校体育連盟より、8月2日に当町で開催を予定しておりました北海道中学校相撲大会についても中止する旨、連絡がありました。

（3）生徒友好交流事業について。

三市町の間で行われている生徒友好交流事業は、8月に長野県木曾町の生徒を当町で受入れする予定でしたが、4月7日、長野県木曾町より新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度の派遣は困難との連絡があり、中止となりました。また、当町より長崎県松浦市に生徒を派遣する事業につきましても、協議の上、中止を決定したところであります。

以上で、教育行政の報告を終わります。

○**議長（溝部幸基）**

以上で、行政報告を終わります。

◎**議案第5号 固定資産評価審査委員会条例の一部改正について**

○**議長（溝部幸基）**

日程第4 議案第5号 固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福原貴之町民課長。

○**町民課長（福原貴之）**

それでは、議案の1ページをお願いします。

議案第5号 固定資産評価審査委員会条例の一部改正について。

固定資産評価審査委員会条例の一部の改正をする条例を次のように定める。

令和2年5月14日提出、福島町長。

内容につきましては、議案説明資料で説明申し上げますので、説明資料の1ページをお開き願います。

議案第5号関係、固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてでございます。

1の提案の理由について。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正しようとするものであります。

2の改正の内容について。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が令和元年5月31日に改正され、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改められたことに伴い、引用する条項等を整備するものであります。

3の施行期日について。

この条例は、公布の日から施行します。
なお、議案の1ページから2ページに新旧対照表を掲載しております。
以上、提案内容の説明について終わります。
よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。
質疑を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。
説明員との意見交換を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。
討議を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。
採決を行います。
お諮りいたします。
議案第5号を決することに賛成の方は起立をお願いします。
（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第5号は可決いたしました。

◎議案第6号 町税条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第5 議案第6号 町税条例の一部改正についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
福原貴之町民課長。

○町民課長（福原貴之）

それでは、議案の3ページをお願いします。
議案第6号 町税条例の一部改正について。
町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和2年5月14日提出、福島町長。
内容につきましては、議案説明資料で説明いたしますので、説明資料の2ページをお開き願います。
先般、報告事項について提出していたところではありますが、不足している箇所等がございましたので、この度の議案説明資料に一部追加してございます。大変申し訳ございませんでした。
それでは、議案第6号関係、町税条例の一部改正についてでございます。
1の提案の理由について。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令等が令和2年3月31日に公布され、また、同じく地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、町税条例の一部を改正しようとするものであります。

2の主な改正の内容について。

主な改正内容は、国の令和2年度税制改正大綱によるものであり、また、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、関係税目の特例措置の規定について、次のとおり条例の改正をしようとするものでございます。

(1) 個人町民税について。

①個人町民税の非課税の範囲について。

全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公正」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公正」を同時に解消するための改正を行うものでございます。

(ア) 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直しについてです。

婚姻の有無にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者については、同一の控除(控除額30万円)が適用されるものでございます。

(イ) 個人住民税の人的課税措置の見直しについて。

現行の寡婦、寡夫、単身児童扶養者に対する個人住民税の人的非課税措置が見直しされ、ひとり親及び寡婦が対象となるものでございます。

(2) 固定資産税について。

所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の観点から、次の措置を講じます。

3ページをお願いします。

①現に所有している者の申告の制度化について。

登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者に対し、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとなるものでございます。

②使用者を所有者とみなす制度の拡大について。

調査を尽くしても固定資産の所有者が一人も明らかにならない場合、事前に使用者に対して通知したうえで、使用者を所有者とみなして、固定資産税を課すことができることとなるものでございます。

(3) 町たばこ税について。

①軽量な葉巻たばこの課税方法について。

葉巻たばこ1本を紙たばこ1本に換算する方法となります。0.7グラム未満の葉巻たばこは、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間、激変緩和措置として、紙たばこ0.7本に換算するものでございます。

次に、(4) 新型コロナウイルス関連について。

①としまして、徴収猶予特例に係る手続きについて。

新型コロナウイルス感染症の影響による事業収入の減少等の事実がある場合において、納税者又は特別徴収義務者が令和3年1月31日までに納付し、又は納付すべき徴収金を一時納付し、又は納付することが困難であると認められるときは、その徴収金の納期限内にされたこれらの者の申請の長においてやむを得ない理由があると認める場合には、その納期限から1年以内の期間に限り、その徴収猶予をすることができることとなります。

②軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について。

軽自動車税環境性能割の税率を1パーセント分軽減する特例措置の適用を6カ月延長し、令和3年3月31日までに取得したものが対象となります。

③その他について。

(ア) 町民税の寄附金控除について。

所得割の納税義務者が、一定の入場料金等払戻請求権の放棄のうち住民の福祉の増進に寄与するものとして町条例で定めるものを一定の期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中にその放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価格に相当する金額の合計の寄附金を支出したものとみなして、町税に関する規定を適用するものとなっております。

4ページをお願いします。

(イ) 住宅借入金等特別税額控除について。

所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染特例法第6条第4項の規定の適用

を受けた場合には、その適用期間を令和15年度分を令和16年度分まで延長するものでございます。

3の施行期日について。

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用します。

ただし、次の各号に掲げる規定につきましては、当該各号に定める日から施行するものでございます。

(1) 第1条中町税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定は、令和2年10月1日から適用するものでございます。

以降の各号につきましては、各号に定める日から施行するものでございます。

なお、議案の3ページから57ページに進級対照表を記載してございます。

以上、町税条例の一部改正について、説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第6号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第6号は可決いたしました。

◎議案第7号 福島町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第6 議案第7号 福島町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福原貴之町民課長。

○町民課長（福原貴之）

それでは、議案の59ページをお願いします。

議案第7号 福島町国民健康保険税条例の一部改正について。

福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月14日提出、福島町長。

内容につきましては、議案説明資料で説明いたしますので、説明資料の5ページをお開き願います。

議案第7号関係、福島町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

1の提案の理由について。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令等が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、福島町国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものであります。

2の主な改正内容について。

(1) 課税限度額の改正でございます。

①課税限度額の改正では、基礎課税分が61万円から63万円となり2万円の増、介護納付金課税分が16万円から17万円で1万円の増で、合計が96万円から3万円増の99万円に改定するものでございます。

なお、今回改正による令和元年度分課税分での影響額を試算した場合には、19世帯48万9,644円が影響額となるものでございます。

②低所得者に係る軽減の拡充について。

5割軽減の基準額では、28万円から28万5千円に改正するものでございます。2割軽減の基準額では、51万円から52万円に改正するものでございます。

なお、今回の改正による令和元年度分として試算した場合について、割合等の移動は、5割軽減、2割軽減の移動はあるものの、影響額は差し引きございません。

3の施行期日等について。

(1) 施行期日について。

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものでございます。

(2) 適用区分について。

この条例による改正後の福島町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

6ページをお願いします。

4の新型コロナウイルス感染症の影響に係る減免関係についてでございます。

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づく減免基準が示されておりますが、町においては、福島町国民健康保険税減免取扱要綱の改正により対応するものと考えております。

なお、議案の59ページから63ページに新旧対照表を掲載してございます。

以上で、福島町国民健康保険税条例の一部改正についての説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第7号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、議案第7号は可決いたしました。

◎議案第8号 福島町介護保険条例の一部改正について

○議長(溝部幸基)

日程第7 議案第8号 福島町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長(鍋谷浩行)

それでは、議案の65ページをお願いいたします。

議案第8号 福島町介護保険条例の一部改正について。

福島町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月14日提出、福島町長。

改正の内容につきましては、議案説明資料で説明いたしますので、説明資料の7ページをお開き願います。

議案第8号関係、福島町介護保険条例の一部改正についてでございます。

1、提案の理由について。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行及び「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の減免等を行う。」とされたことから、福島町介護保険条例の一部を改正しようとするものです。

2、改正の内容について。

(1)低所得者の保険料軽減強化関係については、低所得者の保険料軽減強化について、所得の段階別に定められている減額賦課に係る軽減幅の基準が定められたことに伴い、令和2年度における保険料率を改正するもので、介護保険条例第4条において定めている各段階の保険料率のうち保険料基準額に対する割合を第1段階で0.375から0.3に、第2段階を0.625から0.5に、第3段階を0.725から0.7に軽減するものです。

次ページをお願いいたします。

これにより、第1段階で月額420円、年額5,040円。第2段階で月額700円、年額8,400円。第3段階で月額140円、年額1,680円の減額となるものです。

なお、対象者につきましては、3月末の見込みで第1段階が652人、第2段階が318人、第3段階が213人となっており、軽減により減収となる保険料収入は、国2分の1、道4分の1、町4分の1で補てんされます。

次に、(2)第1号被保険者への減免関係ですが、国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づく減免基準が示されたことに伴い、保険料の減免基準を定めるものです。

①減免の対象となる被保険者は、アとして、新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡又は重篤な疾病を負った第1号被保険者。

イとして、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であり、かつ減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であることに該当する第1号被保険者となります。

次ページになります。

②保険料減免額ですが、対象被保険者アの場合、保険料額の全部。対象被保険者イの場合、表1で算出した対象保険料額に、表2の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額となります。

③減免の対象となる保険料ですが、令和元年度及び令和２年度分の保険料で、令和２年２月１日から令和３年３月３１日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものが対象となります。

なお、加入手続きの関係から、令和２年１月以前分の保険料の納期限が令和２年２月１日以降に設定されている場合は、令和２年２月以降の保険料といたします。

３、施行期日等についてですが、公布の日から施行し、令和２年４月１日から適用します。

なお、この条例による改正後の福島町介護保険条例第４条の規定は、令和２年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によります。

また、この条例による改正後の福島町介護保険条例附則第７条の規定は、令和２年２月１日から適用いたします。

なお、議案の６５ページから６７ページに、条例の新旧対照表を掲載しております。

以上で、福島町介護保険条例の一部改正について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第８号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第８号は可決いたしました。

◎議案第９号 令和２年度福島町一般会計補正予算（第２号）

○議長（溝部幸基）

日程第８ 議案第９号 令和２年度福島町一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、議案の６９ページをお開き願います。

議案第９号 令和２年度福島町一般会計補正予算（第２号）。

令和２年度福島町の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,077万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億5,012万2千円とする。

令和2年5月14日提出、福島町長。

それでは、補正内容についてご説明いたしますので、議案説明資料の11ページをお開きください。

まず、先に歳出をご説明いたします。

2款総務費、1項2目特別定額給付金給付事業費、事務事業予算名も同様に4億445万円の追加でございます。国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、緊急事態宣言下にある家計への支援ということで、国民1人当たり10万円を給付するものであります。主な補正内容は、パートタイム会計年度任用職員報酬が120万円、職員手当として時間外手当など403万2千円、旅費が2万円、需用費の消耗品などが255万8千円、役務費で通信運搬費など110万1千円、委託料のシステム開発料外で304万9千円、使用料及び賃借料でパソコンなどの借上料として119万円、そして、1人10万円の給付金が4月27日時点の住民基本台帳登録者として3,913人分、3億9,130万円を追加補正するものでございます。申請受付に係る臨時窓口や各地区での受付日程は下記のとおりとなっております。第1回目の振込日を5月20日としているところであり、20日には対象世帯のうち約60パーセントに当たる1,242世帯、2,511人に2億5,110万円が振込まれる予定となっております。

また、13日以降、本日まで受付した分が22日に振込まれることとなっております。22日の2回目の振込みまでに全世帯の約80パーセントに特別定額給付金が給付される予定となっております。

次に、3款民生費、2項2目児童措置費、事務事業予算名も同様に40万9千円の追加は、マイナンバー制度の6月改正に係る児童手当システム改修に伴う補正で、今回の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策とは別の通常のシステム改修となっております。

次に、目の新設で、5目子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費、事務事業予算名も同様に592万円の追加でございます。内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、国から児童手当対象児童に1人1万円を給付するもので、主な増減は、職員手当から負担金・補助及び交付金まで合計で592万円の追加で、対象児童は288人となっております。

次のページをご覧ください。

7款商工費、1項2目商工振興費の地域経済緊急支援事業費で3千万円の追加は、こちらは新型コロナウイルス感染症地域経済対策として、福島町独自の緊急経済対策で、主な増減が、需用費の印刷製本費などで60万円、郵送費などの役務費で100万円、委託料で商工会への地域商品券交換業務委託料で2,040万円、負担金・補助及び交付金の地域経済持続化対策助成金で800万円の追加となっております。

事業内容といたしましては、まず1つ目が地域商品券配布といたしまして、全町民に1人5千円分の福島町内で使用できる商品券を配布するもので、対象人数が3,913人。これも国の特別定額給付金と同様の基準で、4月27日現在の住民基本台帳登録者となっております。なお、使用期間は9月30日までとなっております。

2つ目が、経営持続化助成金で、北海道の休業要請対象となった事業者に対し町独自に20万円を支給し、対象以外の事業者でも3月から5月のいずれかの1カ月が昨年と同時期より収入が30パーセント減となった場合に10万円を支給することとしております。

なお、今回の町独自事業につきましては、国が新たに創設した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の実施計画に登載して、交付金事業として国に提出する予定としております。

以上で、歳出の説明を終わります。

引き続き歳入をご説明いたしますので、10ページをご覧ください。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金で4億445万円の追加でございます。1人10万円の特別定額給付金に係る、3節で事業費補助金が3億9,130万円、4節で事務費補助金が1,315万円となっております。

次に、2目民生費国庫補助金、2節の子ども子育て支援事業費補助金27万2千円の追加は、児童手当システム改修に係る3分の2の国庫補助金でございます。

次に、3節の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金288万円と、4節の事務費補助金304万円の追加は、児童手当受給対象児童への1人1万円給付に係る10分の10の国庫補助金となっております。

17款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で3,013万7千円の追加でございます。今回の補正に係る財源調整による追加でございます。これにより、令和2年度の財政調整基金からの繰入額は2億7,487万5千円となります。

以上で、議案第9号 令和2年度福島町一般会計補正予算（第2号）の提案内容について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

まず、11ページの10万円の給付の会計年度任用職員なんですけれども、2名募集という風にチラシの方で見ましたが、実際に何名採用されたんでしょうか。

○議長（溝部幸基）

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

募集の方は5月12日で締め切りましたが、1名の応募があり、昨日面接をいたしまして、1名の採用となったところでございます。

○議長（溝部幸基）

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

12ページの方にいきまして、地域経済の経営持続化の件ですけれども、まずこの対象事業者の（1）、（2）というのがあって、小鹿課長の説明では確か対象以外の事業者という風な説明があったと思うんですが、つまり（1）に該当になった人は（2）では申請できないという形でいいのでしょうか。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

（1）に対象になったのは道の対象となる事業ですが、それに対しても町の上乗せの対象となっております。

○議長（溝部幸基）

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

違います。つまり、（1）で対象になった方は町で上乗せ20万円ということですよ。それで、さらに（2）では対象にならない人ということですから、（1）で対象になった人はダブルでは申請できないですよという確認です。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

はい。（1）で対象となった人と（2）で対象となる人は業種が違いますので、（1）で対象となった人は（2）では対象とはなりません。

○議長（溝部幸基）

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

申請期間というのは、いつまでになりますか。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 10時50分）

(再開 10時51分)

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

これにつきましては、町の単独事業という形でやらせていただきますけれども、基本ベースは北海道の方を準拠する形であります。ただ、我々としては、できれば早めに交付したいということがありますので、道の可否を待っていますと結構遅い時間になりますので、我々としては、北海道の基準に当てはまるような業態については、予算が議決いただきましたら、速やかに商工会とも連携を取りながら、できれば5月中に処置できるような形を取って、6月上旬ぐらいにはもう支出の形を取れるように、今、段取りを踏みたいなという風に思っています。

○議長（溝部幸基）

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

今のは多分（1）に準じた形だと思うんですよ。だから、（2）の方というのは町独自でやるわけですから、別に4月末で切る必要性はないと思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

(休憩 10時52分)

(再開 10時52分)

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

工藤泰副町長。

○副町長（工藤泰）

申請の時期は、今、町長がおっしゃったとおりです。ただ、これが議決いただければ、商工会の方と話しまして、末日はまだ決めていませんが、要項を制定して支給になりますので、その辺は商工会と合わせて、いつまでに申請してくださいという形を決めて周知したいと考えております。

○議長（溝部幸基）

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

想定されているのが、道がベースということだと思うんですけども、例えば（2）だと国は持続化給付金をやっていますよね。だから、この事業者というのは、例えば国の持続化だと漁師とかフリーランスとか全部入っているわけですよ。それとはまた別で、あくまでも商工業者という形の単独の形ですか。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

対象となるものは、道が示しております飲食店から旅館業などになっております。町独自の部分については、特に区分をしないで考えております。

○議長（溝部幸基）

工藤泰副町長。

○副町長（工藤泰）

現時点で考えているものは、漁業とかは考えておりません。あくまでも商工業という形。休業要請になっている事業所、ある程度、商工会関係の事業所で、今のところは漁業とか、そういう1次産業の方は考えてございません。

○議長（溝部幸基）

ほかに質疑ございませんか。

2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

12ページの町独自の商品券。これは何月頃からやろうとしているのか。

○議長（溝部幸基）

川合力哉産業課長。

○産業課長（川合力哉）

できるだけ早くと考えておりまして、できれば来週中にも發送したいと思っております。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

先ほどの臨職の関係なんですけれども、2名のところに1名しか来なかったということで、どの程度その仕事量が3、4カ月の中であるか分かりませんが、せっかく国がお金をくれるわけですから、もう1回募集してみたらどうかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（溝部幸基）

工藤泰副町長。

○副町長（工藤泰）

当初うちの方で予定していたのが、申請通知をして、この土日も臨時窓口を開くんですけど、先ほど町長の行政報告でもあったとおり、既に7割の申請がありましたので、今もやっていますが、土日に臨時窓口を開いて各町内会館を回りますが、その3カ月間の期間ありますが、今回募集した1名の中で職員の協力体制で臨時窓口等対応しましたので、うちとしては再度募集は考えないで、確かに事務費10分の10なのでと考えますが、仕事の内容を考えますと、今回の1名の対応で対応したいと現時点では考えてございます。

○議長（溝部幸基）

4番木村隆議員。

○4番（木村隆）

それから、町独自の方なんですけれども、30パーセント減ということで、書類をどういう風に簡単にするのかということですよ。国の方の持続化でも様々なケースがあって、申請も面倒くさがる会社とか個人の方とかもいらっしゃるみたいなんですけれども、特に30パーセントというものの比較対象を見るのは町側になるわけですから、出す側も簡単に、見る側も簡単にしないと、それなりに殺到する場合は大変になると思うんですけれども、その点についてお伺いします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

基本的に先ほど言いましたとおり、やっぱりスピード感が大事だと思っておりますので、色んな国も道の関係でも、なかなか手に届くのが遅いという批判的なものがありますので、我々やっぱり地元と共に歩いておりますので、先ほど説明しましたとおり、商工業者が中心でありますので、商工会がある程度の状態を我々としては掴まえてくれているという認識がありますので、この事業の制度設計にあたっての商工会の方と意見をいただきながら、連携を取りながら、うちの産業課長の方が今一生懸命やっておりますので、そのところはなるべく金額もそんなに大きい金額ではありませんので、我々としては、あまり面倒なものにならないように、簡易なもので確認行為ができる程度のもので、そして、できれば商工会の方でその辺をきっちり確認していただいた中で、我々がそれを追認するという形が良いのではないかと思っておりますので、そこについては、今、要項等しっかり構築しておりますので、その中であまり申請者が過度な負

担になることのないような簡易なもので整理をしたいと思っております。

○議長（溝部幸基）

そのほか意見交換ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第9号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第9号は可決いたしました。

◎休 会 の 議 決

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

本定例会5月会議に付議された案件の審議をすべて終了いたしましたので、会議条例第10条の規定により、令和2年度定例会を休会いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認めます。

令和2年度定例会は、本日で休会することに決定いたしました。

◎休 会 宣 告

○議長（溝部幸基）

これで本日の会議を閉じます。

どうもご苦勞様でした。

（休会 10時59分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 小 鹿 昭 義

署 名 議 員 平 野 隆 雄